

## 6) 簡易な建物の認定

### ○簡易な建物でも課税対象となる家屋の例

		
基礎工事が施されていることから 定着性があると認められる物置	基礎工事が施されているガラス張りの 温室	壁(三方向)を有したブロック基礎の 車庫
		
既存家屋の外壁を利用して増築した ブロック基礎の物置	居宅と構造を別にする地下車庫 (カルポート車庫)	基礎工事が施され、屋根・壁がガラ ス張りのサンルーム

### ×課税対象とならない簡易な建造物の例

(ただし事業用の場合は償却資産として課税される場合があります。)

		
壁がなく、外気分断性を欠く建物	カーポート(柱のみで無壁のもの)	壁(三方向)を有しているが、簡易な もので基礎も施されていない物置
		
ブロックの上に設置されただけで 容易に移動することのできる簡易 な物置	ビニールハウス	

## 曾於市 税務課からのお知らせ

### 家屋(建物)を所有されている皆様へ 家屋全棟調査へのご協力をお願い

曾於市では、市内の全ての家屋(建物)を対象に、家屋の全棟調査を実施しております。

この調査は、本市固定資産税の家屋課税台帳に登録されている事項等(所在地番、用途、種類、構造、床面積等)と、家屋の現況とを、現地において比較・照合することにより、既に取り壊しとなっている家屋や、増築・未調査等によって課税漏れとなっている家屋を調査・確認することで、これまで課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行う目的にて実施するものです。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



### 1) 調査の時期

調査の時期は、次表のとおり予定しています。

調査地区	調査時期(予定)
<b>財部校区</b> 南・城山・天子馬場・横馬場・東馬場・町・本町・畠中・阿那里 元阿那里・新田・七村・本切通・切通・飯野・川畑・李比野 田代・水ノ手・城ノ口・坂元・湯田・園田・仏性院・桜馬場・西村 閉山田・刈原田・平野・浦興禅寺・金丸・下谷川内・谷川内 日光・板越・古井・古井一区・古井東・鳥越・水ノ手住宅 北俣住宅・下正ヶ峯・西正ヶ峯・正ヶ峯・中正ヶ峯・上正ヶ峯 中尾・新並木・養原・田平・高山・沢田・宇都・川内・上十文字 西十文字・下十文字・中須・正ヶ峯住宅・田平住宅・西飯野 きらめきタウン・新正ヶ峯・新穂・ほたるヶ丘・十文字新・さくら通り	令和8年7月 } 令和9年3月
<b>中谷校区</b> 堤・踊橋・片平・大石・中谷・溝ノ口	令和9年2月 } 令和9年3月

\* 調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します

※令和8年中は、家畜伝染病に配慮し住宅に隣接していない牛舎・豚舎・鶏舎等の調査は行いません。  
令和9年以降に畜舎等の調査を行う際は、事前にご都合をお尋ねします。

### 問い合わせ

曾於市役所 税務課 固定資産税係  
電話 0986-76-8804(直通)

## 2) 調査の対象

**市内に現存するすべての家屋が調査対象となります。**

**固定資産税の家屋の課税対象となるものは、下記の条件を全て満たす建物となります。**

- ①土地に定着して建造されているもの。(基礎があるもの)
- ②屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。

※ 車庫や小屋なども、上記に該当すれば固定資産税の課税対象となります。

※ 屋根だけの建物など、家屋としての要件を備えていないものは調査対象外です。

## 3) 調査の方法

### <1次調査>

- ① 市が委託した調査員(調査委託事業者)が、2人一組で巡回しながら調査します。
- ② 調査は平日の8時30分から17時を基本に行いますが、天候等により変更になる場合もあります。
- ③ 調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面等の資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ④ 照合・確認にあたっては、原則、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等を行う場合があります。  
また、家屋建築年や所有者などについてもお尋ねすることがあります。
- ⑤ お留守(ご不在)の場合でも、外観からの照合・確認をさせていただきます。
- ⑥ 原則、家屋(建物)の中に立ち入ることはありません。
- ⑦ 並行して、空家となっている家屋の実態調査を行います。

### <2次調査>

1次調査の結果、評価調査が必要な家屋は、評価調書及び家屋見取図を作成するための実地調査を行います。その際、家屋内部の調査が必要な場合は、調査員が事前にご都合をお尋ねし、日程調整を行ってから調査を行いますのでご協力をお願いします。

**※令和8年中は、家畜伝染病に配慮し住宅に隣接していない牛舎・豚舎・鶏舎等の調査は行いません。**

**令和9年以降に畜舎等の調査を行う際は、事前にご都合をお尋ねします。**

## 4) 調査の結果

今回の調査により、課税されていない家屋(増築を含む)が確認されると、新たに家屋課税台帳を作成します。その結果、固定資産税額が変わる場合は、市全域の調査終了後、令和12年度の課税分から反映されます。

### ⚠ 調査員のなりすましにご注意ください!

今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。

また、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器、消火器等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることは決してありません。

## 5) 調査員について

調査員(調査委託事業者)は、調査員であることがすぐわかるように、『**家屋調査員**』と表記した**黄色の腕章**と**写真入りの『家屋調査員証』(名札)**を着用しています。ご不明な点等ありましたら、調査員にお気軽にお声かけください。

### 【調査員身分証明書】

※イメージ

第〇号 家屋調査員証	
(写真)	所 属: 株式会社 都市総合開発研究所
	氏 名: 〇〇 太郎
	生年月日: 昭和〇〇年〇月〇日生
上記の者は、曾於市の委託した家屋調査員であることを証明する。	
交付年月日	令和〇年〇月〇日交付
有効期間 自	令和〇年〇月〇日
至	令和〇年〇月〇日
曾於市長 竹田 正博 (印)	

### 【調査員腕章】



### 日程のお問合せ先

調査委託事業者 (株)都市総合開発研究所

フリーダイヤル ☎ 0120-25-6603

問合せ時間 9:00 から 17:00 (平日のみ)